

(より効率的かつ柔軟な働き方の取組状況)

○第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月閣議決定)では、各地方公共団体の実情に即し、ゆう活、フレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革を行うこととされたところ。

○昨年の夏には、「ゆう活」が国民運動として取り組まれたところであり、多くの地方公共団体において趣旨に即した取組を実施。

第4次男女共同参画基本計画
(平成27年12月25日閣議決定) (抄)

具体的な取組

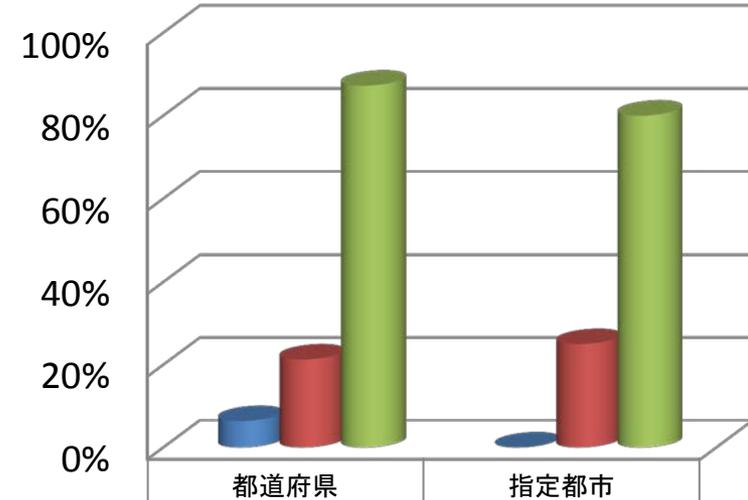
担当府省

(略)

男女にかかわらず、全ての職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、各地方公共団体の実情に即し、「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」、原則全ての職員を対象とするフレックスタイム制度の導入・拡充の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進を行う。併せて、国家公務員における取組を参考として、職員の勤務状況の改善に向けた具体的な取組を進める。

(略)

内閣府、
総務省



	都道府県	指定都市
■フレックスタイム制 ※1	3団体	0団体
■テレワーク ※2	10団体	5団体
■ゆう活 ※3	41団体	16団体

※1 フレックスタイム制の導入に関する条例の制定団体数(H28.4.1時点)

※2 テレワークの導入状況団体数(H28.5.1時点)

※3 ゆう活の実施団体数(H27年度中)